

幼稚園、保育園および認定こども園の

保育料基準額表

(R7.4.1 現在)

- ☆保育料（利用者負担額）は父母（保護者）の所得（市町村民税所得割額）に応じて決定します。
- ☆住宅取得控除等がある場合は、税額控除される前の額で算定されます。
- ☆保育料は年 2 回、毎年 4 月に年齢による保育料の見直しと、毎年 9 月に前年の所得による保育料の見直しがあります。
- ☆保育料の年齢による算定は、4 月 1 日時点の年齢で計算いたします。その年の途中で 3 歳のお誕生日を迎えても、3 歳児（年少）クラスになるまでは無償化の対象にはなりません。

0 歳から 2 歳児クラスの保育料

【 保育園 ・ 認定こども園 】

階層区分		保育料	
		標準時間	短時間
①	生活保護世帯	0 円	0 円
②	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
	母子・在宅障がい児（者）世帯等	0 円	0 円
③	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	13,000 円	12,700 円
	母子・在宅障がい児（者）世帯等	5,500 円	5,400 円
④	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	20,000 円	19,600 円
	母子・在宅障がい児（者）世帯等市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	9,000 円	9,000 円

階層区分		保育料	
		標準時間	短時間
⑤	市町村民税所得割課税額 131,000 円未満	24,000 円	23,500 円
⑥	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	28,000 円	27,500 円
⑦	市町村民税所得割課税額 221,000 円未満	32,000 円	31,400 円
⑧	市町村民税所得割課税額 281,000 円未満	34,000 円	33,400 円
⑨	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	37,000 円	36,300 円
⑩	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	40,000 円	39,300 円
⑪	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	48,000 円	47,100 円

- * 保育料には入園料や施設費、給食費等が含まれますが、バス代、教材費等は含まれません。
- * 保育所や幼稚園等を同時に利用している場合、最年長から順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料となります。（市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯については、生計を一にしている子どもを 2 人以上監護している場合、年齢に関わらず最年長から順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料となります。）
- * 一時預かり保育事業や延長保育事業等の料金については、各実施園へお問い合わせください。
- * 保育所等に入所する、3 歳未満の第 2 子以降の保育料を、市から助成金として支給します。対象者には毎年 1 2 月頃に申請書を送付します。